

福島県介護福祉士修学資金等貸付実施要綱

(目的)

第1 この実施要綱は、介護福祉士の資格の取得を図るとともに、離職した介護福祉士の資格を有する者の再就職への支援を行うことにより、県内の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2 福島県介護福祉士修学資金等貸付（以下「修学資金等」という。）は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象)

第3 修学資金等の貸付けの対象は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付

- ① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生
- ② 平成29年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者
- ③ 貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員である者

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

法第40条第2項時5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の取得を目指す学生とする。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職への希望を有する者であって、次のいずれもの基準を下回らない者。

- ① 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）に規定する介護職員処遇改善加算（以下「介護職員処遇改善加算」という。）の算定基準とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が365日以上かつ介護等の業務等に従事した期間が180日以上）有する者。

②介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者。

ア 介護福祉士

イ 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を有した者

ウ 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）附則第 2 条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了した者とみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修、1 級課程、2 級課程を修了した者をいう。）を含む。）

③介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定しているもの又は地域医療介護総合確保基金を活用して実施する認証・評価制度において一定の評価を得ているものなどの介護人材の確保・育成に努めている事業所又は施設に、介護職員として就労した者。

④直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、福島県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別に定める「再就職準備金利用計画書」を提出した者。

(4) 社会福祉士修学資金

①法第 7 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生。

②貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員である者。

（貸付期間及び貸付額、貸付回数）

第 4 前第 3 による修学資金等の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付及び社会福祉士修学資金貸付

貸付期間は、介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学する期間とする。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付

貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

2 前項の貸付額は、以下のとおりとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付及び社会福祉士修学資金貸付

①貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、初回の貸付け時に限り、200,000 円以内を、最終回の貸付け時に限り 200,000 円以内を、国家試験受験対策費用として 40,000 円以内を貸付けすることができるものとする。

②第 3 の (1) の③又は (4) の②に該当する場合は、一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別に定める額を

基本として加算することができるものとする。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

貸付額は 200,000 円以内とする。

(3) 離職した介護人材の再就職準備貸付

貸付額は 200,000 円以内とする。ただし、貸付対象者が提出する「再就職準備金利用計画書」に記載された額のいずれか少ない方の額とする。

(貸付方法及び利子)

第 5 修学資金等は、県社協会長と前第 3 の貸付対象者との契約により貸付けするものとする。

2 前第 4 の第 1 項による貸付期間の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第 6 修学資金等の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

ただし、修学資金等の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、連帯保証人は法定代理人とする。

2 連帯保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第 7 県社協会長は、貸付対象者が修学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、貸付対象者が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 県社協会長は、介護福祉士修学資金及び社会福祉士修学資金の貸付者が、休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。

(返還の債務の免除)

第 8 県社協会長は、貸付対象者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 介護福祉士修学資金貸付及び社会福祉士修学資金貸付

- ① 養成施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、福島県内（以下「県内」という。）の従事先施設又は事業所（以下「施設等」という。）において、法に定める業務（以下「返還免除対象業務」という。）にそれぞれ従事し、かつ、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5 年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項及び第 33 条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設の入学時に 45 歳以上の者であって、離職して 2 年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3 年間）の間（以下「返還免除対象期間」という。）、引き続きこれらの業務に従事したとき。

② 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(2) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付

① 実務者研修施設を卒業した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

② 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

(3) 離職した介護人材の再就職準備金貸付

① 第3の(3)の③に規定する介護職員等として就労した日から、県内において、2年間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

② 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

2 県社協会長は、前第1項によるもののほか、修学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部。

(3) 県内において修学資金等の貸付けを受けた期間以上、第8の返還免除対象業務に従事したときは、返還の債務の額の一部。

(返還の債務の履行猶予)

第9 県社協会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その返還債務の履行を猶予するものとする。

① 修学資金等の貸付を受けた者が、引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。

② 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。

③ 修学資金等の貸付けを受けた者が返還免除対象業務に従事しているとき。

④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返 還)

第 10 修学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から県社協会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。ただし、5 年を上限とする。）内に、県社協会長が定める金額を月賦又は一括により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録しなかったとき。
- (3) 県内において第 9 の第 1 項に規定する当該の返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (4) 県内において第 9 の第 1 項に規定する当該の返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事でなくなったとき。

(延滞利子)

第 11 県社協会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

2 前項による延滞利子は、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができるものとする。

(その他)

第 12 この要綱のほか、貸付けに係る必要な事項は別に定める。

2 この要綱の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、従前の取扱いとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の第 12 の 4 項による入学準備金の貸付は、平成 21 年度以降の新規入学者を対象とする。
- 3 この要綱の第 12 の 3 項による修学資金の交付は、平成 21 年度に限り 4 月を 7 月に読み替えるものとし、送金は 7 月 30 日とするものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 26 日から施行し、平成 21 年度貸付決定者から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日からの貸付者に適用する。
- 2 この要綱の施行により従前の要綱は廃止する。ただし、従前の貸付者については従前の実施要綱によるものとする。